

議案第 83 号

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市事務手数料条例（平成 12 年小松島市条例第 2 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第24号中「350円」の次に「（多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、300円）」を加え、同項中第33号を第34号とし、第32号を第33号とし、同項第31号中「住民票の写し、」を削り、同号を同項第32号とし、同項第30号の次に次の1号を加える。

（31） 住民票の写しの交付手数料 1件につき 350円（多機能端末機により交付する場合にあっては、300円）

附 則

この条例は、小松島市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年小松島市条例第 号）中小松島市印鑑条例（平成4年小松島市条例第25号）第16条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）及び第18条の改正規定の施行の日から施行する。